

行政書士として 知っておかなければならない法律知識

市民法務部

Season 2 第9回

「独占禁止法」はなぜ行政書士に関係があるのか？

独占禁止法、あるいは独禁法と呼ばれる法律の存在は広く知られていると思いますが、よく耳にするわりにはその内容はあまり詳しく知られていないのかも知れません。どうもその一因は、この法律の正式な名称があまり知られていないことにあるようです。

1 法律の名称

この法律の正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」というものです。長いので独禁法とか独占禁止法と呼称される場合が多いようです。（本稿でも以下この法律を「独占禁止法」と呼びます）名称の後段に公正取引の確保ということが記載されており、決して独占だけの法律ではない、ということがこれでわかります。

2 独占禁止法の立法目的

独占禁止法とは、どのような目的を持って制定されている法律なのでしょうか。

その目的は、「この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする」（第一条）と記されています。ここでは、前半に書かれた規制や禁止の内容はもちろんですが、それらの禁止や規制を行うことでどういう世の中にしたいのか、が記されている後半部分にも着目して戴きたいと思います。

3 法律の内容

独占禁止法は「事業者は、私的独占または不当な取引制限をしてはならない」（第三条）また、「事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない」（第十九条）と規定しています。事業者としての行政書士については「不公正な取引方法の禁止」が関係する場合が多いと思われるので、本稿ではこの部分を主に取り上げたいと思います。

4 不公正な取引方法

不公正な取引方法とは、イ. 自由な競争が制限されるおそれがあること ロ. 競争手段が公正とはいえないこと ハ. 自由な競争の基盤を侵害するおそれがあること 等といった観点からみて「公正な競争を阻害するおそれがある取引方法」をいいますが、具体的には独占禁止法の本文及び公正取引委員会告示（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）により定められています。以下はそれらをまとめたものの一部です。

- ① 取引拒絶
- ② 排他条件付取引
- ③ 拘束条件付取引
- ④ 再販売価格維持行為

⑤ ぎまんの顧客誘引

⑥ 不当廉売

行政書士としては、この中では特に⑤のぎまんの顧客誘引と、⑥の不当廉売については特に注意が必要であると思われます。

ぎまんの顧客誘引とは、「自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引すること」ことをいいます。要するに、商談や宣伝の際に「盛る」、いや、「盛りすぎる」ということでしょうか。つついアピールに熱が入りすぎて、不当表示や誇大広告、ウソになることがないようにしないと独占禁止法上問題が発生する場合があります。

また、不当廉売とは正当な理由なしに「商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであって、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれのあるもの」をいいます。いわゆるダンピングと呼ばれる行為です。

独占禁止法が不当廉売を規制する理由は、一義的には「他の事業者の事業活動を困難たらしめ」てしまうことにありますが、このほか、不当廉売を行なった事業者自身も経営が苦しくなり、疲弊してしまうという側面があることも無視できません。独占禁止法は事業者の適正な利潤の確保をも求めているものと理解することができます。(第一条後段)。

5 注意点

第一点は、独占禁止法は大原則として「不公正な取引」を広く禁じていますが、その反面、政策上の様々な理由などから適用除外などの例外規定も数多く設けられているため、独占禁止法違反と思いき状況に直面した場合には、慎重に検討し対応して戴きたいと思います。公正取引委員会の相談窓口の活用も一つの方法です。

さらにもう一点、(意外に見落としがちかも知れませんが) この法律にあっては事業者団体の行為についても規制をしており、例えば団体がその構成員たる事業者の一部に対してえこひいきをすとか、差別的な取り扱いなどを行っている場合にはこの法律に違反する場合があります。覚えておいた方がよいでしょう。

6 おわりに

独占禁止法の根底にある精神は、事業者に対し、フェアな態度に基づく事業活動を望むといったものと筆者は解釈しています。そしてこの考え方は不正競争防止法やいわゆる下請法といった他の経済法にも、各法の条文を見る限り共通するものがあります。

現実の事業活動の厳しさはどこにでもあります。こうした精神は可能な限り尊びたいと考える次第です。

以上